

町長町政執行方針

おこ 耕そう！「むかわの底力」でわたしたちの未来へつなぐ

コロナ禍を乗り越え

『創造的復興・創生』へ



令和3年3月

むかわ町

むかわ町民憲章

むかわ町は、広大な大地、豊かな森林に囲まれ、清流鷓川が雄大な太平洋へとそそぐ、大自然にまつまれたまちです

私たちむかわ町民は、この自然に感謝し、先人が築いてきた歴史と文化を受け継ぎ、心豊かに人々との絆を大切に希望のある明るい未来を拓くため、全町民の願いをこめてこの憲章を定めます

- ◎自然を愛し、心豊かで、産業を育む活力あるまちに
- ◎みんなが力をあわせ、互いにあいさつと笑顔を交わす住み良いまちに
- ◎心とからだをきたえ、学びや仕事にはげみ、元気に過ごせるまちに
- ◎未来を担う子どもたちを見守り育て、生き生きと明るい希望あふれるまちに
- ◎常に挑戦する気持ちを持って進歩するまちに

(平成28年3月27日制定)

《 目 次 》

I	はじめに	… 1 頁
II	主な施策	… 3 頁
	[新型コロナウイルス感染症防止対策]	… 3 頁
1	－くらす－ 共に助け合い健康で安心して暮らせるまちづくり	… 4 頁
2	－まもる－ みんなが安全・安心に暮らせるまちづくり	… 7 頁
3	－はたらく－ 産業・経済から地域を元気にするまちづくり	… 10 頁
4	－まなぶ－ 多様な芽を育て生涯にわたって活躍できるまちづくり	… 14 頁
5	－未来へ－ 次代を見据えた協働のまちづくり	… 15 頁
6	－つなぐ－ 多様なネットワークを大切にするまちづくり	… 16 頁
III	むすび	… 17 頁

＝ I はじめに ＝

本日、議員の皆さんにご出席をいただき、令和3年の第1回町議会定例会を開会できますことに対し、お礼申し上げます。

今議会の開会にあたり、令和3年度の町政執行の考え方を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は世界的に猛威を振るい、我が国でも緊急事態宣言が出されるなど深刻な状況にあり、収束の見通しはいまだ明らかではありません。

日々緊張感の中にある医療従事者の皆さんや介護関係者の皆さん、そして感染防止のため奔走されている保健所の皆さんに感謝とお礼を申し上げます。

また、町民の皆さんには生活や仕事に大変なご負担とご不便をおかけし、さらに感染拡大防止の取り組みにご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

なお、最優先課題とされる新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国の方針を基本としながら、町民の皆さんの安全・安心の確保に向け、適時、適切な情報提供に努めるとともに、引き続き感染防止策や切れ目のない支援策を講じてまいります。

併せて、ワクチン接種につきましては、医療機関と連携し、万全な体制で接種が受けられるよう準備を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

北海道胆振東部地震の発生から2年6ヶ月が経過しました。

町民の皆さんをはじめ、関係機関・団体・ボランティアの皆さんなどこれまで多くの方々のご支援をいただきながら、町の復興を目指し、「むかわ町復興計画」を基本とし、懸命に取り組んでおります。

被災された方々の生活再建を最優先にした住まいの再建をはじめ、インフラなどの災害復旧事業も進んでおり、徐々に町の再生がはかられてきております。

これまで約1年をかけ、今後のむかわ町の新たな10年間のまちづくりを戦略的に展開するための町政運営指針として「第2次むかわ町まちづくり計画」とともに、その推進管理をはかる「むかわ町行政改革大綱2021」の策定に至ったところであります。

今後、財政の健全運営のため「中期財政運営指針」についても見直し、三位一体となった施策を進めてまいります。

なお、「第2次むかわ町まちづくり計画」及び「むかわ町行政改革大綱2021」の着実な推進と質の高い施策の実現に向け、効率的・効果的な組織機構にするべく、見直しを行ってまいります。

本町の財政は、震災による影響から財政規模が拡大し、財源の確保に苦慮しております。震災以降、毎年、財政調整基金の取り崩しにより予算を編成しており、収支均衡をはかるための構造的な財源不足の解消が課題となっているところであります。

年々進む人口減少により、行政資源に対する制約は今後も一層厳しい状況となることを踏まえると、自主・自立の財政運営基盤の確立が大変厳しくなることが懸念されます。

引き続き、「選択と集中による事業の重点化」や「新たな財源の創出」、「官民連携による民の力の活用」など、創意工夫に満ちた取組を推進し、限られた資源を効果的に活用してまいります。

併せて、「公共施設総合管理計画」において、利用状況、経費負担、地域バランスなどを勘案して設定した目標値に基づき個別計画を策定し、総量の最適化を進めてまいります。

一方、国内における経済情勢では、内閣府の月例経済報告によりますと、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きが見られる」としてはいますが、国の「緊急事態宣言」が発令されるなど、全国各地で感染状況が収束していない現状から、消費の伸びは期待できず、地域においては持ち直しの兆しを実感することができない状況が続いております。

さらに、都市部への人口集中と地方の過疎化は現在も進行しており、本町においては、住民基本台帳上この5年間で約800人余りが減少し、特に震災以降では約500人を超え、半数以上は社会減であることから、まちの将来に不安を抱える状況が続いています。

このため、「第2次むかわ町まちづくり計画」を基本とした「重点プロジェクト」の推進により、関係人口の拡大や移住・定住施策をはじめ、未来の担い手である子ども達を育てる環境づくりや子育て支援の充実、産業基盤の強化や担い手の育成・確保とともに、「^ソ^サ^エ^テ^イSociety 5.0」への対応や地方創生を深化させるため、「^エ^ス^{ディ}^ー^ジ^ー^ズSDGs（持続可能な開発目標）」の達成など、時代の変化を捉えながら町の未来を見据え、人口減少対策をはじめ、地域産業・経済の再生と発展や災害により強いまちづくりに向けて、「第2次むかわ町まちづくり計画」の着実な推進に取り組んでまいります。

＝ Ⅱ 主な施策 ＝

今年度の特徴的な施策について、執行方針における新型コロナウイルス感染症防止対策と6つの基本政策に沿って、その概要を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症防止対策

全国的に感染が広がっている新型コロナウイルス感染症については、これまで予防対策や経済対策としてあらゆる方策を講じ、町民皆さんの安全・安心の確保のため、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」などを活用しながら、対応を図ってまいりました。

今後におきましても、令和3年度予算の前倒しの措置を行い、町の独自支援も併せ各事業を実施してまいります。

まず、「(仮称)新型コロナウイルス感染症対応事業」においては、

地元産業経営持続化支援、地域活性化支援、その他感染防止対策として総合的な感染防止事業に取り組みます。

感染症の影響による産業支援では、漁業振興対策として組合員の高齢化が進み後継者対策が課題であり、さらに鵜川漁業協同組合が直営する、さけ定置網漁業の従事者の担い手確保が急務であることから、新規就業者向け単身住宅を漁協が建設する費用について支援します。

さらに商工業振興対策においては、地元消費活性化事業として商工会が取り組むプレミアム商品券発行事業に助成してまいります。

また、感染防止のため都市部から事業者が拠点を移し、事務所機能として活用出来る「サテライトオフィス（テレワークスペース）」の設置に取り組みます。

教育費関連予算として、高等学校振興対策では、苫小牧市内から鵜川高校に通学する生徒の感染防止対策として、下校便のバスを増便し、密にならない態勢を継続します。

また、国の「学校保健特別対策事業補助金」を活用した町教育振興会補助金として教職員の研修等に助成するとともに、小中学校保健・安全対策として感染症対策経費を計上してまいります。

以上、繰越明許費として設定し、翌年度に繰り越し対応してまいります。

なお、現在、新型コロナウイルス感染症予防対策として「ワクチン接種事業」について鋭意準備を進めており、医療機関と連携した態勢を構築し、早期の実施に向けて対応してまいります。

次に6つの基本政策について申し上げます。

1 ーくらすー

共に助け合い、健康で安心して暮らせるまちづくりについては、子どもから高齢者が、健やかに過ごせるよう、「第2期むかわ町子ども

・子育て支援事業計画」や「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を基に、各事業を進めてまいります。

子ども・子育て支援については、令和2年度からスタートした計画において、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うほか、認定こども園が持続可能な運営ができるよう民営化も視野に、より具体的な検討を進めるとともに、児童虐待や子どもの貧困対策、障がい児支援など継続した取組みとしてまいります。

また、民間における認定子ども園においては、職員の人材確保・育成支援対策の新たな取組みとして「奨学金返還に対する支援制度」を創設し、人材の確保を支援してまいります。

妊娠・出産・子育てに関する相談体制の充実により実情を把握し、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供することで、地域の特性に応じた妊産婦及び乳幼児の健康保持及び増進に関する包括的な支援をしてまいります。

また、妊産婦の健診や出産に係る交通費を助成する「妊産婦安心出産支援事業」や小児がん等の治療により、ワクチン効果が失われた子どもの再接種費用を支援するほか、「新生児聴覚検査費助成事業」として、検査に係る費用の全額を助成し、聴覚障害の早期発見につなげてまいります。

さらに不妊症や不育症でお悩みのご夫婦を支援するため、「不妊治療費助成制度」、「不育症治療費助成制度」を継続し、妊娠から安心して子どもを出産し、育てることができる環境づくりを推進するとともに、経済的理由により結婚に不安を抱える未婚者に対しては、引き続き国の制度を活用し、住居費や引越費用の一部について支援してまいります。

高齢者の保健福祉については、健康寿命の延伸を意識しながら、住み慣れた地域で生き生きとした生活が送れるよう、健康づくりと介護

予防を推進してまいります。

また、これまでと同様のサービス提供に努めるとともに高齢者等見守り支援センターを中心に、高齢者を地域全体で支えるため、関係機関、団体、事業者と十分協議を行いながら対応をはかってまいります。

障がいのある方が地域で安全・安心な生活を送るためには、地域での孤立を防ぎ、地域全体での支え合いが重要となります。

「むかわ町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」に基づき、地域における交流や活動の場の整備をはかるとともに、サービスの充実に努めてまいります。

なお、聴力レベル30デシベル以上70デシベル未満の身障者手帳交付対象外である18歳未満を対象とした、「軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入助成制度」を創設いたします。

本町の介護職場においては、職員の人材確保が困難とされていることから、町内に就業し定着することを目的に「奨学金返還に対する支援制度」を創設し、移住・定住の促進を含めて支援します。

また、「育成支援事業」として、「初任者・実務者の研修助成」やキャリアアップに係る取組みにも支援してまいります。

さらに、「ケアラー（介護や看病、療育など、ケアの必要な家族や近親者を無償でサポートする人）」への支援に関し、調査・研究に努めてまいります。

「外出支援サービス事業」については、引き続き買い物や金融機関、生活に必要な手続きなど、外出しやすい環境づくりを支援してまいります。

健康づくりの取組みは、町民の皆さんが元気に住み続けられるためにも健康維持・増進をはかることは重要であります。

これまでも、疾病の早期発見、早期治療により重症化予防をはかるための取り組みを進めておりますが、引き続き無料による特定健診、がん検診、後期高齢者健診と脳ドック巡回検診方式による健康診査事業の実施、さらに胃がん検診において、より精度の高い検査である内視鏡検査での受診機会の拡充をはかるよう努めてまいります。

なお、予防接種管理事務として運用しております「健康管理システム」が更新時期を迎えたことから、対応してまいります。

また、地震の影響による心身のケアについては、中長期的な関わりが重要であることから、関係機関と連携しながら、町民の心の健康状態を把握し、回復に向けた支援と併せ、見守りを行う人材として町民を対象に「ゲートキーパーの養成」に取り組むなど、対策を進めてまいります。

地域医療については、鶴川厚生病院と穂別診療所が持つ役割の充実と在宅療養支援機能の拡充や町の健診事業等と連携し、健康づくり事業などに取り組みながら、町民皆さんのかかりつけ医としての役割を担うとともに、引き続き医師・医療従事者の情報交換や医療の相互補完など、病診連携を進めてまいります。

2 ーまもるー

町民の皆さんが安全・安心に暮らせるまちづくりについては、震災からの復旧・復興に向けて、防災・減災施設の整備と地域防災体制の強化とともに住環境の整備を進めてまいります。

まず、北海道胆振東部地震により被災され、避難先であった仁和地区旧教職員住宅に今後も継続して居住される世帯を対象に、被災者の住まいの確保・生活環境の整備としてユニットバス化などの必要な改修を実施してまいります。

「公助」の取組みとして、災害時の事前行動計画として策定した「試行版水害タイムライン」を実践・活用するとともに、突発型の災害に対応する「地震・津波タイムライン」及び感染症に対応した「新型インフルエンザ等対策タイムライン」についても令和2年度末に策定したことから、運用をはかってまいります。

併せて、災害時非常食をはじめ、備蓄用毛布など防災用資機材の充実を進めてまいります。

なお、北海道胆振東部地震における本町の被災時の記録を中心に、復旧・復興に向かう町の姿として「写真で見る災害記録誌」を震災アーカイブ（重要記録の保存・活用）として作成してまいります。

情報通信環境の充実として、「高度無線環境整備推進事業」により穂別地区のインターネットの高度化・高速化をはかるとともに、昨年に引き続き「地域情報告知端末等整備事業」により情報告知端末及びスマートフォンアプリを活用した町からの情報伝達の強化をはかり、全町的に活用できるよう、対応してまいります。

消防署鵠川支署の庁舎については、総合防災庁舎機能を備えた新庁舎建設が令和3年度中に完成する見込みとなっております。

また、高規格救急自動車及び消防用防火服、消防用ホースについても計画的に更新いたします。

消防署穂別支署については、防災用資機材の倉庫の建設とともに、第4分団モーターサイレン、消防用ホース及び3連はしごについて更新してまいります。

「共助」の取組みについては、海溝型地震の日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による津波の浸水予想区域が本年中に北海道から示されることから、被害を最小限にとどめるため、ハザードマップを改訂い

たします。

今後も予測し得ない異常気象による災害の発生に備える必要があることから、引き続き、防災訓練や出前講座等を実施し、日常から災害に対する意識高揚に努め、自治会・町内会等を単位とした自主防災組織の立ち上げや地域防災マスターの育成を支援するなど、具体的な活動に向けた災害に備える体制整備を進めてまいります。

「自助」の取組みについては、広報誌や自治会・町内会を通じて防災に関する情報提供の充実に努め、各家庭での災害時の避難場所や避難経路、さらには連絡手段の確認などを啓発してまいります。

また、災害発生時に被害を最小限に止めるためには、速やかな情報の収集・発信と初動対応が必要であることから、実効性のある迅速な情報伝達に努めてまいります。

道路・公園については、毎年度の推進計画により事業調整を行いながら整備しており、引き続き田浦・二宮6線道路改良工事、旭岡1号橋と最終年を迎える穂別稻里地区の豊進橋及びハーモニー橋の橋梁補修事業とともに、公園では「福住たこ公園」の遊具が老朽化し、本年度に整備を実施いたします。

空き家・空き地の対策については、「空家対策計画」に基づき、適正な管理と有効利用に向けて、空き家バンクの活用をはかり、移住・定住へと結びつく、総合的な対策を講じてまいります。

安全な飲料水対策として、安定的な供給に資するため、穂別地区簡易水道第6次拡張事業の計画的な実施と未普及地域である曙地区及び米原地区において水道事業を実施します。

さらに、継続して老朽化している水道管の更新など、計画的な施設整備をはかってまいります。

3 -はたらく-

産業・経済から地域を元気にするまちづくりについては、多彩な地域資源を活かし、持続性のあるむかわ産業の実現に向けた取組みを進めてまいります。

まず、農業については、担い手や労働力不足対策として、これまで「むかわ町地域農業担い手育成センター」と「むかわ町新規就農等受け入れ協議会」が連携した取組みを進め成果をあげてまいりました。

引き続き、コロナ禍においても、PR及び相談業務を工夫し研修生の確保に努めるとともに、成績重視型の実践研修プログラムを構築し、より経営感覚に優れた人材の育成に努めるとともに、労働力を確保する上で課題となっている住宅不足の対応として、鶴川農業協同組合の寄宿舍確保の取組みに対し、遊休町有財産である「住宅2棟4戸を有償譲渡方式で支援」します。

また、本年1月に設立した「スマート農業研究会」を中心に関係機関・団体と連携し、アイシーティICT技術等による実証など、現場における労働管理や品質向上の取組みへの活用に向けた調査・研究を進めます。

経営所得安定対策は、鶴川地区、穂別地区それぞれに設置されている地域農業再生協議会が策定した、地域水田農業ビジョンに沿って進めておりますが、令和3年度は見直しの年になりますので、両地域管轄の農業協同組合の生産・販売の方針によるビジョンを踏まえたものとするとともに、「地域農業活性化推進基金事業」への支援により、収益性の高い地域農業の実現に向けてまいります。

農業・農村の持つ多面的機能の維持に向けた地域共同の取組みを促進する「多面的機能支払交付金事業」、「中山間地域等直接支払交付金事業」を引き続き支援するとともに、災害に強い農業基盤づくりの一環として、国の「防災・減災・国土強靱化のための3カ年緊急対策」に基づき、田浦地区6線排水路の改修や富内地区農業用排水路整備を

継続し、新たに田浦5線農作業道の整備を進めてまいります。

さらに、現在、田浦第1幹線並びに田浦第2幹線排水路の改修や宮戸地区における排水路の新設工事が進められている「国営新鷓川地区土地改良事業」については、老朽化の進む用水路の追加整備に向けた計画変更の実現と事業の一層の促進に向けて、期成会を中心に取り組みを進めてまいります。

次に、林業・木材産業については、今後も引き続き災害に強い森林づくりと循環型の森林づくりを推進するなど、活力ある林業・木材産業の振興に取り組んでまいります。

そのため、治山施設等の計画的な整備と併せて、適切な森林整備が重要であり、森林環境譲与税や国の森林整備事業等を活用し、元気な森林づくりを進めてまいります。

また、胆振東部地震において広域に山腹が崩壊した結果、海域への土砂流出により生じた被害を踏まえ、一次産業関連機関が相互に連携・意見交換をする場として新たに設置される「(仮称)胆振東部地方一次産業に関する意見交換会」に積極的に参加・連携してまいります。

今後も「民有林振興対策事業」を継続し、民有林整備の促進と経営の安定をはかるほか、国・道・町の三者で協定した「地域主体の一体的な森林づくり」についても、森林施業の一体的推進やエゾシカによる森林被害の防止、森林認証材の普及等の取り組みを行い、流域が一体となった循環型の森林づくりを目指し引き続き連携強化をはかってまいります。

一方、管内で最大規模を誇る苫小牧広域森林組合の製材工場は老朽化が著しく、また、本町をはじめ道内のカラマツなどの人工林は利用期を迎え、木材も小中径木から大径木が主体となりつつあります。

このため、木材の大径化にも対応させることで、より一層の生産性と収益性の強化が期待されることから、新たに整備する製材工場に対して支援を行い、本町における林業・木材産業の更なる振興をはかっ

てまいります。

また、これまでの担い手対策に加え、「胆振林業青年部」との連携による林業の魅力発信や、「北海道立北の森づくり専門学院」における町有林等を活用した学習の場の提供などの支援を行うほか、木育活動を通じて、森林や林業に対する理解を深め、「木の文化」が息づくまちづくりを推進してまいります。

漁業につきましては、「浜の活力再生プラン」を基本に資源の適正な管理と増大、魚価の向上と安定、漁労経費の削減などを関係団体と連携し着実に取り組んでまいります。

併せて、漁協経営の安定化及び漁業者の所得向上に向け、新たに鵜川漁業協同組合が取り組む「ほたて稚貝放流事業」に対し、事業に要する経費について助成するとともに、漁業における担い手対策として、新規就業者用住宅の建設費用について支援します。

なお、引き続き漁業者の経営支援として、漁業振興対策特別資金や漁業近代化資金利子補給を継続してまいります。

長年の懸案でありました、ししゃもふ化場につきましては、資源の安定化対策として、令和3年度に水利権取得の見込みから、建設に着手します。

なお、令和3年度につきましては、取水施設など主に河川区域にかかる部分の工事を実施します。

併せて、ししゃもふ化場の維持管理に係る経費につきましては、施設の安定的運営をはかるため、運営基金を造成し対応してまいります。

商工業や観光振興については、過疎化に起因する人口減少や都市圏への消費流出などによる、町内での消費需要の低迷と併せて、震災の影響により中心市街地の活性化や再生が重要な課題となっております。

まちなか再生に向けては、「まちなか再生検討会」の議論を経て「む

かわ町まちなか再生基本構想」が策定されることから、基本構想の推進・具現化に向けて、必要な調査・研究・実証実験等を進めながら、令和3年度に実行計画となる「まちなか再生基本計画」の策定を行い、まちなかの再生を推進します。

基本構想では、町民や行政・民間との協働による取り組みを深め、5つの戦略、10の実践目標、15の取り組みを展開することとしており、併せて「まちなか復興賑わい創出事業」についても、継続して取り組みます。

次に、昨年設立した地域商社については、恐竜化石や農林水産物等の多彩な資源に付加価値をつけた商品開発や販路開拓に意欲を持つ事業者の育成をサポートする体制を後押しするとともに、商社発展に向け、支援してまいります。

また、新規起業や地域資源を活用した新たな事業展開を行う個人や法人等を支援する「起業力^{こうじょう}耕上促進事業」制度についても継続し、地域の稼ぐ力を高める取り組みを促進します。

むかわ町商工会と一般社団法人むかわ町観光協会は、それぞれ本町の商工業振興と観光振興において、重要な役割を担っております。

消費喚起により地元商工業の活性化をはかるため、運営を支援するとともに、観光協会と連携・協力し、地域の活性化に向け、策定中の「観光振興方針」に基づき、事業を推進してまいります。

さらに、「鵠川・沙流川^ワ^ク^ワ^ク^ウ協議会」や「東胆振地域ブランド創造協議会」などの広域連携観光事業に参加し、各町の地域資源を結びつけて魅力を発信するなど、広域的メリットを活かした事業を進めてまいります。

移住・定住促進の取組みについては、これまで実施してきた事業の検証を行い、新たな事業についての調査・検討を行うとともに、本町

の魅力を掘り起こすためのプロモーションに取り組み、町の認知度を高める情報の発信に努めてまいります。

4 ーまなぶー

多様な芽を育て、生涯にわたって活躍できるまちづくりについては、教育委員会と連携を図り、これまでの大綱を見直し、新たに策定した「むかわ町教育大綱」に基づき、各種施策を進めてまいります。

震災後の児童生徒の心のケアに対応するため、引き続きスクールカウンセラーを全校に配置するとともに、全教職員のストレスチェックを実施し、よりきめ細やかな教育相談体制の充実をはかってまいります。

「^{アイシーティ}I C T活用教育推進事業」は、引き続き「^ギG I ^ガG Aスクール構想」の実現に向けた学校支援事業として両地区にサポーターを配置するとともに、デジタル教科書の導入を順次進めてまいります。

鈴木章記念事業については、高校生の可能性と夢を広げ、これからの地域を担う人材の育成を目的に「公営塾」を開設し、鷺川高校及び穂別高校並びに地元高校生へ学びの場を提供してまいります。

本町と鷺川高校及び穂別高校の間で締結した連携協定に基づき、魅力ある学校運営に対する支援、通学支援、特色ある教育活動の「むかわ学」への支援のほか、「地域みらい留学365事業」により鷺川高校に留学してくる生徒を、まち全体で受け入れ、交流人口及び関係人口の増加につなげ、「高校の魅力化による地方創生」を推進してまいります。

社会教育及び文化・スポーツ振興については、子どもから高齢者まで生涯を通じた主体的な学習・文化・スポーツ活動の推進をはかるため、引き続き生涯学習アドバイザーの配置、社会教育や文化・スポーツ関係団体助成や「生涯学習推進基金活用事業」の実施など、各種活動を支援してまいります。

また、スポーツ推進委員によるスポーツ事業の指導・普及のほか、総合型地域スポーツクラブ「むーブ」による各世代ごとのニーズに応じたスポーツ活動の普及に支援してまいります。

今年は1年延期された東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が予定されますが、胆振東部3町では、参加国であるリトアニア共和国と3町合同でホストタウンの調印を行い、交流をはかることとしており、さらにはオリンピックの聖火リレー、パラリンピックの採火式を実施することとしております。

これらの事業を通して、オリンピック等への町民の関心と機運醸成をはかるとともに、町の復興の姿を発信する取組みを実施してまいります。

5 ー未来へー

次代を見据えた協働のまちづくりについては、共にまちを愛し一緒に考え、地元力を高める取組みや持続可能なまちづくりを進めてまいります。

国内最大かつ最高の保存率を誇る恐竜全身骨格化石、穂別産のハドロサウルス科恐竜化石（学名「カムイサウルス・ジャポニクス」）「通称：むかわ竜」に代表される化石群は本町が誇る貴重なブランドであり、これらの化石を活かして本町への誘客により町の賑わいづくりを進めていくことにより、地域経済の活性化に結びつけるものであります。

引き続き、「恐竜ワールド構想推進計画」に基づき、子ども化石クラブを実施するほか、レプリカの展示や商品の開発など、地方創生とも連動したまちの魅力向上と交流、「関係・関心人口」の創出・拡大につながる取組みを進めてまいります。

さらに地方創生総合戦略の大きな柱である「恐竜化石を活かしたまちづくり」を具現化するため、地域資源の魅力を引き上げ、商品化や

販売へとつなぐ地域創生ビジネスに取り組むため、むかわ地域商社と連携してまいります。

また、町民の皆さんが主体的に企画・実施する、まちの魅力創出や震災からの復興に寄与する取組みを支援する「まちづくりこうじょう耕上促進事業」を継続し、協働のまちづくりを進めてまいります。

6 ーつなぐー

多様なネットワークづくりについては、これまで培ってきた人のつながり、資源のつながり、地域のつながりなどを軸にしながら、「関係・関心人口」の拡大に向け、ふるさと納税の充実や地方創生による持続可能なまちづくりを進めます。

さらに「北海道新幹線×ニ ッ タ ンnit tan地域戦略会議」や「東胆振定住自立圏共生ビジョン」などによる広域連携の取組みを引き続き、関係市町と共に推進してまいります。

地域共生社会の実現に向けては、国が創設した「アイヌ政策推進交付金制度」を活用し、地域の路線バスを整備します。

併せて、白老町に開設された「民族共生象徴空間（ウポポイ）」との連携をはかりながら、アイヌの人々をはじめ、新たな人の流れをつくってまいります。

JR日高線については、昨年10月、本町及び日高管内各自治体と鵠川一様似間において廃線の合意に至ったところであります。

このため、鵠川一汐見間については、町内路線バスを活用し、地域の足の確保をはかってまいります。

なお、鵠川一苫小牧間の維持存続の取組みにつきましては、地域とJR北海道が一体となってアクションプランを策定しており、本町における利用促進策の一環として、「苫小牧から鵠川高校に通学する生徒の定期券購入助成」について、引き続き支援をしてまいります。

道外の市町村との交流については、むかわ町砺波市交流協会への支援を行い、姉妹都市提携を結んでいる富山県砺波市との交流を深化し、恐竜化石を活かしたまちづくりは、「にっぽん恐竜協議会（むかわ町・兵庫県丹波市・丹波篠山市・熊本県御船町・群馬県神流町・岩手県久慈市・福井県勝山市・徳島県勝浦町）」や「北海道恐竜・化石ネットワーク研究会（北海道・むかわ町・三笠市・中川町・小平町・足寄町）」との交流を通じ、連携してまいります。

＝ III むすび ＝

以上、令和3年度の町政執行の方針を申し上げます。

今年度は、今後10年間のまちづくりの指標となる「第2次むかわ町まちづくり計画」を策定し、実践するスタートの年でもあり、私の任期最後の年として、施策の総仕上げの1年となります。

本町では、近年の少子高齢化や胆振東部地震による人口減少が続き、社会保障費の増加や産業などの担い手・雇用の確保にも影響が及んでいます。

また、国内の情勢に目を向けると経済のグローバル化や技術革新の進展などに加え新型コロナウイルス感染症への対応など、課題は複雑化多様化しており、従来型の政策では解決することが難しい状況となっています。

このような歴史的な変化の時代を捉え、新たに策定した「第2次むかわ町まちづくり計画」は、震災を受けて得た経験や教訓を基にした「むかわ町復興計画」と本町の地方創生の実現を目指す「むかわ町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を内包させた計画としています。

私たちは、多くの課題に柔軟に対応しながらも、北海道胆振東部地震や深刻化する感染症の危機を乗り越え、新たな時代に対応する地方

創生を実現していかなければなりません。

重ねて、今、震災からの復興、新型コロナウイルス感染症の収束を願う共通の目標を持つ町民の皆さんをはじめ、企業・団体、町議会、行政が手を携え、まちづくりの普遍の理念ともされる「人と自然が輝く清流と健康のまち」そして、町民憲章にある「常に挑戦する気持ちを持って進歩するまち」の実現に向けて、進んでまいります。

町民の皆さん並びに町議会議員各位のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

「人と自然が輝く清流と健康のまち」宣言

恵みの大地、豊かな森林に囲まれ、清流鶴川が雄大な太平洋へとそそぐ、大自然の中で、心身ともにすこやかに、いきいきと暮らし続けることがわたしたちの願いです

健康は、幸せの源（みなもと）です

人も自然も「健康」であることが、地域や産業、ここに暮らしているわたしたち自身を輝かせることにつながります

わたしたちは先人のたゆまぬ努力によって培われてきた歴史、人のつながり、美しい自然を大切にし、このまちが未来を担う子どもたちにとって、誇りと夢をもって、心豊かに育つふるさとであり続けるために

「人と自然が輝く清流と健康のまち」をここに宣言します

平成28年3月27日

むかわ町

むかわ^こ子ども^{せんげん}宣言

わたしたちは、^{うつく}美しい^{しぜん}自然に^{めぐ}恵まれた、
むかわの^こ子どもです
^{ゆめ}夢のある^{あか}明るい^{みらい}未来を^{ひら}拓くため、ここに
^{せんげん}宣言します

- ^{えがお}笑顔で^{げんき}元気にあいさつします
- ^{けんこう}健康な^{こころ}心とからだをつくります
- ^{なかま}仲間を^{おも}思いやり^{いのち}命を^{たいせつ}大切にします
- ^{こころ}あきらめない^{まな}心で^{ちようせん}学び挑戦します
- ^{さと}ふる^{ゆた}里の^{しぜん}豊かな^{まも}自然を^{つた}守り伝えます

(平成29年3月27日制定)



非核平和の町宣言

世界の恒久平和は人類共通の願いです。

地球上では、未だに地域紛争が後を絶たず、核兵器開発を中心とした大量破壊兵器の拡散が懸念されています。

私たちは、唯一の被爆国として日本国憲法の掲げる恒久平和の崇高な理念のもと、核兵器廃絶と戦争回避の活動により、平和文化を構築していく責務があります。

豊かな森林に囲まれ、清流鷓川が雄大な太平洋にそそぐ大自然の中で、健やかに生き活きと暮らし続けることを願うむかわ町は、恒久平和の実現に寄与するために、自治体や国の垣根を越えて連帯し、核兵器の根絶と平和に向けて努力することを誓い、「非核平和の町」を宣言します。

2017年(平成29年)12月13日

むかわ町

